

第 25 回高岡市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和 5 年 5 月 9 日（火） 午後 1 時 20 分から 2 時 10 分

2 開催場所 高岡市役所 803 会議室

3 委員定数 19 人

4 出席委員数（16 人）

1 番	山田 正	2 番	尾守 哲
3 番	大巻 憲五	6 番	村上 祐
7 番	尾崎 輝雄	8 番	竹内 正一
9 番	松之木 義博	10 番	青木 紘
11 番	北川 浩一	12 番	飯沼 清文
13 番	武部 剛	14 番	宮崎 三郎
16 番	山本 信治	17 番	吉田 彰
18 番	矢後 暁二	19 番	岡島 秋美

5 欠席委員 4 番 石王 純子 5 番 藤森 章一 15 番 市野 良治

6 議事日程

議案第 23 号 令和 4 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について

議案第 24 号 農地の権利移動について〔農地法第 3 条許可〕

議案第 25 号 権利移動を伴う農地転用について〔農地法第 5 条許可〕

議案第 26 号 高岡市農用地利用集積計画の取り消しについて

議案第 27 号 高岡市農用地利用集積計画（R5. 5. 11 中間管理事業に係る公告分）について

議案第 28 号 高岡市農用地利用集積計画（R5. 6. 1 公告分）について

報告第 13 号 市街化区域内の農地転用について〔農地法第 4 条届出〕

報告第 14 号 市街化区域内の権利移動を伴う農地転用について〔農地法第 5 条届出〕

報告第 15 号 農地の賃貸借の合意解約について〔農地法第 18 条通知〕

7 農業委員会事務局職員

事務局長 堺 啓央

事務局次長 石黒 伸英

主事 森田 紀子

議 長

これより、第 25 回高岡市農業委員会総会を開会いたします。

総会開会にあたり、委員定数及び出席者数を報告いたします。委員定数は 19 名、現在の出席委員は 16 名であります。過半数の委員が出席しておりますので、総会が適法に成立していることを報告いたします。

次に、高岡市農業委員会総会会議規則第 8 条の規定により、議事録署名委員の選任を行います。議事録署名委員に、6 番 村上委員、8 番 竹内委員を指名します。

議 長

それでは、これより、議案審議に入ります。議案第 23 号を議題とします。内容について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案 23 号 令和 4 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について説明いたします。

これは、農業委員会等に関する法律第 37 条で農地等の利用の最適化の推進の状況、その他農業委員会における事務の実施状況についてインターネット等で公表することが義務付けられていることから、活動状況について公表するものです。

別紙 1 の資料をご覧ください。

I 農業委員会の状況については、令和 4 年度の目標時の数値を記載しており変更点はありません。

次ページをご覧ください。

II 最適化活動の実施状況についてです。

1 最適化活動の成果目標の欄（１）農地の集積をご覧ください。

なお①の現状及び課題、②の目標については各項目に出てきますが、令和 4 年度の目標時の数値を転記しておりますのでこの項目は以降の説明は省き③の実績を中心に説明いたします。

③の実績について説明いたします。

昨年度の新規集積目標 65.2 ha に対して実績が 211 ha、集積面積は 3,626ha、達成状況は 106.3%であり、目標に対して上回る結果となりました。

（２）遊休農地の発生防止・解消をご覧ください。

③の実績について説明いたします。

a 緑区分の遊休農地の解消実績及びb 黄区分の解消実績はともに0となっております。

④のその他をご覧ください。

これは、農地の利用状況調査の時期、調査取りまとめ時期、調査により判明した遊休農地面積等を記載しています。

面積は4.6haと前年より増加しておりますが、これは野帳のデータの休耕農地を抽出し、調査した結果であります。本来保全管理をしっかりとしているべき農地ですが、遊休農地化判定される農地が存在していたことを示します。ただし、この農地については、調査後利用権設定、中間管理事業の対象農地として申請が出てきましたので、一時的な休耕で、改善されるものと見込んでおります。

結果としては調査時において遊休農地の面積増加に至ったことから、期待をやや下回る結果となった旨の評価となっています。

(3) 新規参入の促進についてご覧ください。

③の実績について説明いたします。

これは、地域計画にともなうアンケートにて聞き取りを行う予定としており、公表の際には所有者からの同意を得て公表することとなります。

まだ、この取り組みは実施していないことから、目標に対して期待を下回る結果と標記しています。

2 最適化活動の活動目標の欄(2) 活動強化月間の設定をご覧ください。

②の実績

こちらは、記載のとおりとなっています。

(3) 新規参入相談会への参加をご覧ください。

②の実績

こちらは、特に相談会の開催が開かれませんでした。食彩フェアで認定農業者による講演にて新規就農を呼びかける活動がありましたので記載しております。

目標の達成状況の評語については、活動の総括としては、目標に対して期待をやや下回る結果との評価となります。

最後に推進委員等の点検・評価結果について
皆様から頂いた活動記録に沿って集計したところ、表のとおりとなりました。

活動記録については、これまでの記録方法と違って記入が混乱されてこともあり、しかたがないものと考えております。

今年度は、活動の一つである地区農地の巡回を5の倍数の日に行うことに

より、皆様には記入の負担の減少、日数や回数に縛られず農地の集約や集積に伴う相談や、地域の会議への参加について詳細に記載し、報告していただけるものと考えております。

以上で説明を終わります。この内容で公表を行ってよいかご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議 長 事務局の説明が終わりました。
 この案件について質疑やご異議ありませんか。

(なし)

ないようですのでこの案件について、原案どおり承認することとしては如何か、お諮りします。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、この案件については、原案どおり承認することに決しました。

議 長 次に、議案第 24 号を議題とします。内容について、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案 24 号 農地の権利移動について説明いたします。

今回は申請件数で 4 件、面積にして 3,392 m²となっております。申請内容については、次ページをご覧ください。

以上 4 件につきましては、地区担当委員の方に通知いたしております。また、許可要件を満たしていると考ええるものでありますので、よろしくご審議をお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。
 この案件について補足説明や質疑ありませんか。

(なし)

ないようですのでこの案件について、原案どおり承認することとしては如何か、お諮りします。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、この案件については、原案どおり承認することに決しました。

議 長 次に、議案第 25 号を議題とします。内容について、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案 25 号 権利移動を伴う農地転用についてご説明いたします。

今回は申請件数で 2 件、面積にして 1,481.00 m²となっております。申請内容については、次ページをご覧ください。

以上 2 件は地区担当委員の方と現地調査を行い、やむを得ないとの意見をいただいております。

よろしくご審議をお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。
この案件について補足説明や質疑ありませんか。

(なし)

ないようですのでこの案件について、原案どおり県知事に進達することとしては如何か、お諮りします。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、この案件については、原案どおり県知事に進達することに決しました。

議 長 次に、議案第 26 号を議題とします。
内容について、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第 26 号 高岡市農用地利用集積計画の取り消しについてご説明いたします。

農業経営基盤強化促進法第 19 条に基づき、令和 5 年 3 月 10 日付け高岡市公告第 48 号で公告された農用地利用集積計画について、取り消しの承認を求めるものです。

詳細については下記のとおりであり、次の議案の令和 5 年 5 月 11 日公告の中間管理事業に再度申請があがっています。よろしくご審議をお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。
この案件について質疑やご異議ありませんか。

(なし)

ないようですのでこの案件について、原案どおり承認することとしては如何か、お諮りします。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、この案件については、原案どおり承認することに決しました。

議 長

次に、議案第 27 号を議題とします。なお、この中には、北川委員に関わる案件が含まれております。これにつきましては、後ほど退席をお願いしますのでよろしくお願い致します。内容について、事務局より説明をお願い致します。

事務局

議案第 27 号 高岡市農用地利用集積計画（R5.5.11 中間管理事業に係る公告分）についてご説明いたします。

今回の申し出は、3 件です。

期間別及び地区別の申請件数、面積は表のとおりです

個別の申し出内容については、10 ページに記載しております。

番号 2・3 は議案第 26 号で取り消したものの再申請となっております。内容については前回と変更はありません。

以上、今回の中間管理事業 3 件について、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。

この案件について質疑やご異議ありませんか。

(なし)

ないようですので、委員が関わらない案件について、お諮りします。

番号 2 から番号 3 の案件について、原案どおり承認することとしては如何か、お諮りします

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、これらの案件については、承認することに決しました。

次に、北川委員に関わる案件について審議いたしますので、北川委員の退席を求めます。

(北川委員 退席)

番号 1 の案件について、原案どおり承認することとしては如何か、お諮りします。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、この案件については、原案どおり承認することに決しました。

北川委員の退席を解きます。

(北川委員 着席)

議 長

次に、議案第 28 号を議題とします
内容について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第 28 号 高岡市農用地利用集積計画 (R5. 6. 1 公告分) について
ご説明いたします。

今回の申し出は、21 件です。

期間別及び地区別の申請件数、面積は表のとおりです。

今回の中間管理事業及び利用権設定を反映した流動化率は、43.60%となっております。

個別の申し出内容については、14 ページ以降に記載しております。

一部補足説明をさせていただきます。14 ページ、番号 4 から番号 7 については新規就農者になりますが、青年等就農計画の認定も受けておられ問題ないものと考えております。

以上、今回の利用権設定 21 件について、ご審議のほどよろしく願い
いたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。
この案件について質疑やご異議ありませんか。

(なし)

ないようですので、この案件について、原案どおり承認することとしては如何か、お諮りします。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、この案件については、原案どおり承認することに決しました。

議 長 次に、報告第 13 号から第 15 号について、一括して報告いたします。
内容について、事務局より説明を行います。

事務局 報告第 13 号は、市街化区域内の農地転用についてであります。
今回は申請件数で 2 件、面積にして 224.00 m²となっております。申請内容については、次ページをご覧ください。

これらについては、地区担当委員の方に概要を通知し、専決処理をいたしております。

続きまして、報告第 14 号は、市街化区域内の権利移動を伴う農地転用についてであります。

今回は申請件数で 25 件、面積にして 12,774.00 m²となっております。申請内容については、次ページをご覧ください。

申請番号 3～4、12～13、14～15、20～23、24～25 は同一案件です。

これらについては、地区担当委員の方に概要を通知し、専決処理をいたしております。

続きまして、報告第 15 号は、農地の賃貸借の合意解約についてであります。

今回は申請件数で 7 件、面積にして 17,858.00 m²となっております。申請内容については、次ページ以降に記載のとおりです。

以上で報告の説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりました。
これらの案件について質疑ありませんか。

(なし)

ないようですので報告については承認することといたします。

本日の議案審議は終了いたしました。

以上をもちまして、第 25 回高岡市農業委員会総会を閉会いたします。

令和5年5月9日

議事録署名

議事録署名